令和４年度高知市立介良中学校部活動運営細則

１　適切な休養日等の設定に関すること

1. 放課後の練習時間の設定について

部活動下校時間を遵守し、それまでに活動を終了し学校を出ることを原則とする。

1. 朝練習の設定について

朝練習を行う場合には、放課後の練習時間と含めて２時間程度とする。生徒だけの活動とせず、顧問・副顧問の監督の下実施する。朝の学活に間に合わないという事態が生じないことを顧問・副顧問が徹底する。

1. 同じ週に土曜日・日曜日と連続で対外試合等があった場合の対応

次の週に予定されている平日の休養日に加えて新たにもう一日平日の休養日を設けることを原則とする。次の週の土日を連続で休養日とすることも可能とする。

1. テスト期間中に土日を休養日とした場合の対応

週休日に限り、休んだ日数を他の週の休養日と振り替えることができるものとする。振り替えることができる期間は前後１カ月とする。

　　　２　教員の特殊業務手当に関すること

1. 週休日等の要件に当てはまる場合、部活動３、部活動２、対外運動等で申請する

　　　３　教員の働き方改革との関連に関すること

1. 月に２回程度の定時退校日との関連について

⇒　本年度、月に２回程度隔週で設定する定時退校日には、全ての部活の平日休みを合わせることで、教員が休養を取りやすい環境を創ることとする。

1. 夏季休業中の閉庁日との関連に関すること

⇒　令和４年度に予定されている閉庁日の８月８日（月）９日（火）１０日（水）１２日（金））（11日（木）は山の日で祝日）には部活動を行わないことを原則とする。ただし、公式戦及びコンクール等が近くにある場合や中体連専門部や競技団体主催の合宿等がある場合には校長の許可を得て、実施することができるものとする。

　４　部活動規則等の作成

　　　校長は、部活動顧問会と協同して部活動の指導について詳細な運用規則を別途定め、

生徒に示すこととする。

※運用規則は、「部活動規則」「部室使用規則」「教室使用規則」「体育館使用規則」「練

習時間」「自転車通学について」等とする。